

新型コロナウイルス感染症に感染された方は 「自主療養」を選べるようになります

2022年1月時点で新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきた一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。そこで、重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診断を待たずに、自ら療養を行い県の健康観察のアシストを受けるシステムを構築しました。ご理解、ご協力をお願い致します。

自主療養の詳細はこちら
(2022年1月28日公開)



医療機関を受診せずに療養開始

健康観察をシステムがアシスト

療養開始を証明する書類を発行*

*自主療養届は療養により欠席・休業をするための書類であり、民間の保険金請求には使えません

自主療養は簡単 3ステップ

- 1 自主療養届出システムにアクセス
- 2 Webフォームに必要事項を記入
- 3 入力したその日から自主療養を開始

自主療養中は、LINE等による健康観察を受けられます。体調が悪化した場合は療養開始時にお伝えする連絡先にご相談頂けます。

自主療養の対象者は、6歳～49歳で基礎疾患*や肥満傾向がない方です。対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けてください。なお、妊娠中の方（妊娠の可能性がある方）は、基礎疾患の有無に関わらず医療機関を受診してください。

*基礎疾患... 糖尿病、慢性呼吸器疾患（気管支喘息含む）、現在治療が必要な重度の心血管疾患（症状や心不全伴う冠動脈疾患、心筋症など）、高度慢性腎臓病（GFRが30未満が目安）、肥満（BMI25以上）、治療中の悪性腫瘍（手術、抗がん剤など治療期間を終えたものを除く）、免疫低下状態（ステロイド等の免疫抑制剤使用、臓器移植後、血液・骨髄移植、HIV、原発性免疫不全等）、肝硬変を指します



学校関係者・事業者の皆様へ

神奈川県には、医療機関が発行する診断書に代わり、この「自主療養届出システム」によって発行された「自主療養届」をもって新型コロナウイルス感染症の療養を行う方がいらっしゃいます。保健・医療体制を含む社会機能を維持し、守るべき人を守るためのシステムです。ご理解、ご協力をお願い致します。

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県「自主療養について」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/mt_report.html